

要望項目	都市計画道路の整備促進について（継続）		
要望先	国	国土交通省（都市局（街路交通施設課）、道路局（環境安全・防災課））	
	県	県土整備部（都市計画課、道路課）	
	その他		
関係法令	都市計画法、道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	事業主体	青森県、青森市

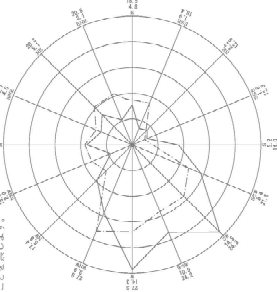
要 望 事 項 の 内 容
<p>本市市街地における道路交通状況につきましては、国・県の御支援・御協力により、着実に道路整備が進められ、交通混雑の解消が図られております。</p> <p>しかしながら、一部路線では慢性的な交通渋滞が発生し、特に冬季積雪時においては、その状況が一層厳しくなり、市民生活のみならず地域の経済活動にも大きな影響を及ぼしていることから、交通の円滑化を図るための道路整備を促進する必要があります。</p> <p>つきましては、次の路線について県による整備促進及び未着手路線の早期事業着手に特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>あわせて、本市による道路整備事業の更なる推進を図るための社会資本整備総合交付金の配分についても、特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野） 3・4・2号 西滝新城線（新城） 3・4・1号 浦島造道線（原別）

現在までの主な経緯・参考事項																				
○事業着手済路線																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>事業主体</th> <th>事業期間</th> <th>計画内容</th> <th>全体事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野）</td> <td>県</td> <td>H24～R10</td> <td>L=490m W=15～18m</td> <td>2,090百万円</td> </tr> <tr> <td>3・4・2号 西滝新城線（新城1）</td> <td>県</td> <td>R2～R6</td> <td>L=570m W=18m</td> <td>2,050百万円</td> </tr> <tr> <td>3・4・2号 西滝新城線（新城2）</td> <td>県</td> <td>R5～R10</td> <td>L=630m W=18m</td> <td>3,876百万円</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	事業主体	事業期間	計画内容	全体事業費	3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野）	県	H24～R10	L=490m W=15～18m	2,090百万円	3・4・2号 西滝新城線（新城1）	県	R2～R6	L=570m W=18m	2,050百万円	3・4・2号 西滝新城線（新城2）	県	R5～R10	L=630m W=18m	3,876百万円
路線名	事業主体	事業期間	計画内容	全体事業費																
3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野）	県	H24～R10	L=490m W=15～18m	2,090百万円																
3・4・2号 西滝新城線（新城1）	県	R2～R6	L=570m W=18m	2,050百万円																
3・4・2号 西滝新城線（新城2）	県	R5～R10	L=630m W=18m	3,876百万円																
○事業未着手路線																				
3・4・1号 浦島造道線（原別）																				

担当部署名	青森市 都市整備部道路建設課
-------	----------------

都市計画事業一般平面図

ご注意ください。
3 この図面は概略図です。詳細については別紙に付随する図面を参照してください。
4 詳細図におおむねおなじみです。詳細図を参照してください。



県施工事業

- 着手済
- 着手予定
- 未着手

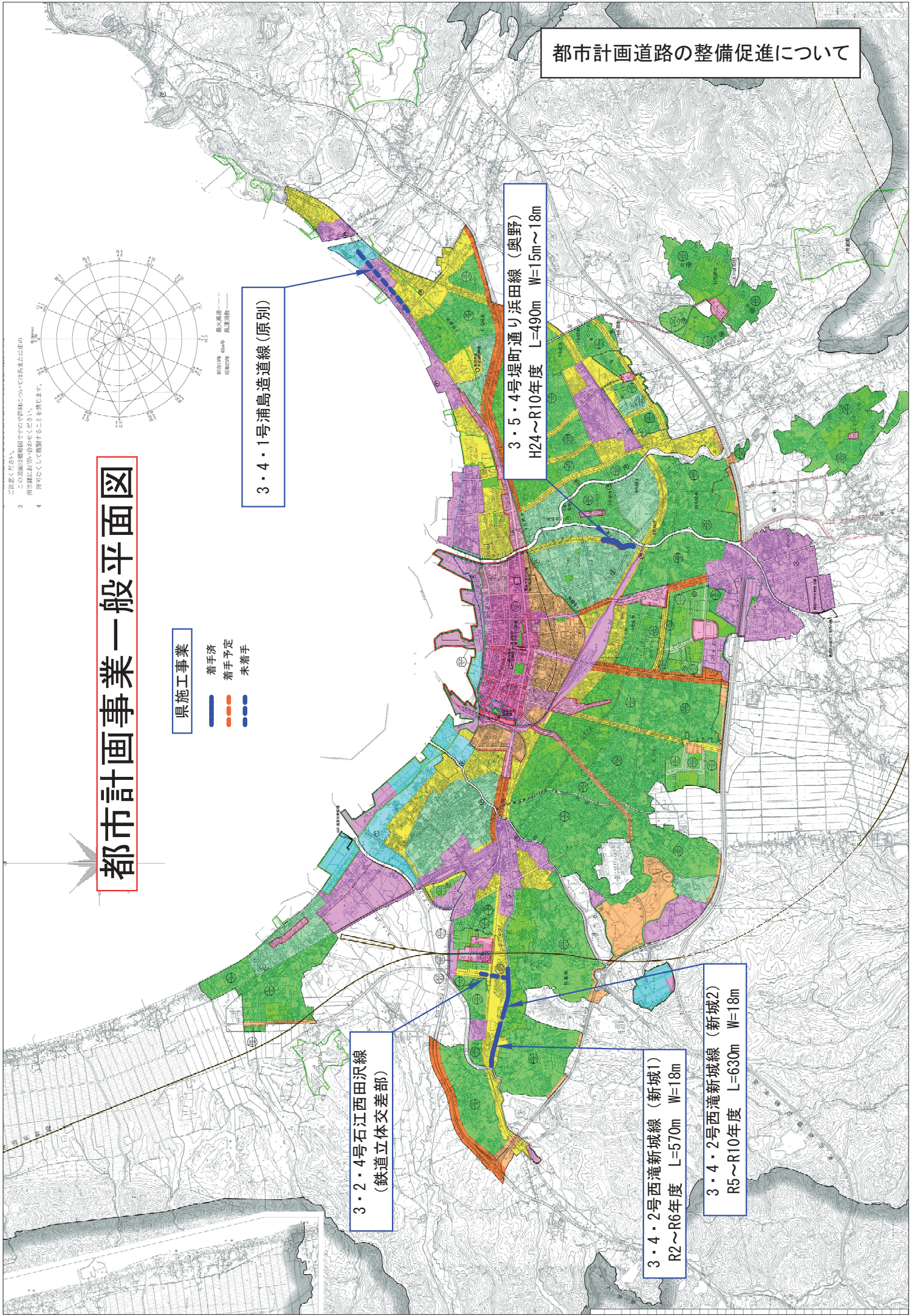
3・4・1号浦島造道線(原別)

3・5・4号堤町通り浜田線(奥野)
H24～R10年度 L=490m W=15m～18m

3・2・4号石江西田沢線
(鉄道立体交差部)

3・4・2号西滝新城線(新城1)
R2～R6年度 L=570m W=18m

3・4・2号西滝新城線(新城2)
R5～R10年度 L=630m W=18m



要望項目	地方創生に取り組むための財源措置について（新規）		
要望先	国	内閣府、総務省、こども家庭庁	
	県	交通・地域社会部（地域交通・連携課）、こども家庭部（こどもみらい課）	
	その他		
関係法令		事業主体	国、青森県、青森市

要望事項の内容	
<p>昨今の国際的な原材料価格の上昇などの影響によるエネルギー・食料品等の価格高騰が続いていることに加え、急激な円安の進展などにより物価高騰の影響が継続しております。その中で、地域住民や事業者、自治体の経済・財政的負担は日々重くのしかかっており、引き続き、地域経済の再生に向けた具体的施策を迅速かつ強力に実施することが必要となっております。また、一方では激甚化・頻発化する自然災害への対応や非婚化・晩産化の進展や合計特殊出生率の低下などによる自然減及び進学や就職などを契機に若年層が市外に流出する社会減による人口減少社会への対応など、地方創生に関する諸課題への対応が急務となっております。</p> <p>本市では、これまで「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しながら、市民生活におけるエネルギー価格・物価高騰対策や、中小企業における燃料・原材料等価格高騰対策、地域公共交通・地域観光業等における燃料費対策等の地域の実情に応じたきめ細かな対策を講じてきたところであります。</p> <p>また、子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てできる環境をつくるため、これまでも様々な少子化対策としての子育て支援に取り組んできたところであり、更に今年度は、小・中学校給食費の全額公費負担を継続実施するほか、今年度、県において創設した「青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」を活用し、子ども医療費助成を所得制限なしで高校生まで無償化することや2歳児クラスの保育料等の全額公費負担、小・中学校の修学旅行費の一部支援などを実施することとしており、今後においても、健康でやさしい暮らし創りを目指し、未来を担う子どもたちと子育て世代を応援する「子育て先進都市 青森市」の実現に向け取り組んでいくこととしております。</p> <p>このほか、本年1月に発生した能登半島地震をはじめとした、異常気象や自然災害が近年において多発しており、防災・減災対策の重要性が高まっております。特に自治体においては、災害時に市民の生命と健康を守る責務を果たすため防災基盤の整備や避難所の機能強化が不可欠となっております。</p> <p>東日本大震災を受けて事業が開始された緊急防災・減災事業債は、充当率 100%、交付税算入率 70%と財源手当が厚く、地方公共団体が単独で実施する防災・減災対策の推進に寄与していますが、令和7年度をもって終了となっております。</p> <p>また、自治体による自主的かつ自立的な取組により地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出等を推進する「企業版ふるさと納税」は、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金・人の流れを高める必要がある中で、令和6年度をもって税額控除の特例措置が終了となっております。</p> <p>地方創生を必要とする根底には、人口減少・少子高齢化により地域の活力が減衰して持続可能性を失い、地域の集合体である国全体もいずれ衰退の危機に直面するという深刻な問題であり、地方の財政力だけで実施していくことは困難な課題であります。</p> <p>以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原油価格・物価高騰の影響を受ける生活者や事業者等に対する支援を継続・拡充できるよう、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の令和6年度における追加の財政措置及び令和7年度における同交付金の継続に対する国への働きかけ 2. 「青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」の令和7年度以降の継続及び交付金上限額については、物価高騰等による各市町村の給食費の増額に配慮した給食費平均単価により算定すること 3. 「緊急防災・減災事業債」の令和8年度以降における継続に対する国への働きかけ 4. 地方創生の更なる充実・強化に向け、「企業版ふるさと納税」の税額控除の特例措置について令和7年度以降も継続することに対する国への働きかけ 	

現在までの主な経緯・参考事項	
令和5年11月29日	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱施行（国）
令和6年5月9日	令和6年度青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金交付要綱施行（県）
令和2年4月1日	「地域再生計画」を作成し、「企業版ふるさと納税」の寄附を受付開始
担当部署名	青森市 企画部企画調整課

要望項目	浅虫夏泊県立自然公園活用の促進について（新規）		
要望先	国		
	県	環境エネルギー部(自然保護課)・東青地域県民局地域整備部（河川砂防施設課・道路施設課）	
	その他		
関係法令	・青森県立自然公園条例 ほか	事業主体	青森県 青森市 平内町

要 望 事 項 の 内 容	
<p>浅虫夏泊県立自然公園は、青森市久栗坂・浅虫から平内町浅所にかけての陸奥湾に突き出た夏泊半島の海岸周辺を区域として、昭和28年6月に県立自然公園に指定され、昭和57年3月に公園計画が決定されました。公園の区域は、岬と湾が連続する入り組んだ地形に海崖地や岩礁地、浜などを配し、湯の島、茂浦島、鷗島、大島などが浮かぶ、変化に富んだ海岸風景が見られるとともに、国の特別天然記念物である「小湊のハクチョウおよびその渡来地」として有名な浅所海岸、国の天然記念物「ツバキ自生北限地帯」である椿山といった自然文化財も有しています。</p> <p>特に椿山は夏の海水浴場での賑わいはもとより、キャンプ利用者も多く訪れる町の重要な観光・レジャースポットであり、夏泊半島の海岸線は県道9号夏泊公園線が整備されて、風光明媚な海岸線をドライブできるほか、近年は自転車愛好家が訪れるサイクリングロードとしても注目を集めております。</p> <p>しかしながら、昭和62年度に完工された椿山海水浴場は、砂が波により丘に寄せられ、当初あったブロックが砂に覆われ、かつての様子から様変わりしており、来場者がより利用しやすい環境整備が求められています。</p> <p>国では、インバウンド需要が急速に回復する中、「国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光」を推進することとして、令和5年8月に先端モデル事業として十和田八幡平国立公園十和田湖地域を選定し、基本構想の検討に着手しております。</p> <p>つきましては、浅虫夏泊県立自然公園の公園計画の中に利用施設計画として、園地、野営場を整備するとの整備方針が示されていることから、高付加価値観光の推進と県民の保健、休養及び教化に資する自然公園の魅力向上を図るための環境整備について要望いたします。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用施設計画(単独施設・車道)整備の促進 2. 椿山海水浴場の再整備(養浜砂浚渫工事) 3. 県道9号夏泊公園線サイクリングロードの整備 	

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
・公園区域	昭和28年6月10日 青森県告示第486号
・公園計画	昭和57年3月30日 青森県告示第243号
・公園計画の変更	平成28年3月30日 青森県告示第232号
・東田沢海岸環境整備事業(椿山海水浴場)	昭和48年着工、昭和62年度完工
・小湊のハクチョウおよびその渡来地	天然記念物指定 大正11年3月 特別天然記念物指定 昭和27年3月
・ツバキ自生北限地帯	天然記念物指定 大正11年10月

担当部署名	平内町 水産商工観光課
-------	-------------

1. 利用施設計画(単独施設・車道)整備の促進

【利用施設計画(公園計画変更書抜粋)】

・単独施設

番号	種類	位置	整備方針
1	園地	平内町(大島)	大島周辺の探勝及びレクリエーションの拠点として整備する。
2	野営場	平内町(大島)	大島周辺を探勝するため滞在拠点として整備する。
3	園地	平内町(椿山)	椿山の自然探勝及び海水浴等のレクリエーションの拠点として整備する。
4	野営場	平内町(椿山)	椿山周辺を探勝するための滞在拠点として整備する。
5	園地	平内町(浅所)	野鳥の生息環境の維持に配慮しながら、自然観察と周辺地域を探勝するための園地として整備する。

・車道

夏泊公園線	夏泊半島の海岸風景の鑑賞をはじめとする公園の利用促進を図るための車道として整備する。
-------	--

2. 椿山海水浴場の再整備(養浜砂浚渫工事)

写真で示すとおり、砂が波により丘に寄せられて、ブロックが隠れている。

- ・以前の養浜砂の状況



- ・現在の養浜砂の状況



3. 県道9号夏泊公園線サイクリングロードの整備

サイクリングロードとして自転車愛好家の注目を集めているが、車幅が狭いことで、事故につながる恐れがある。



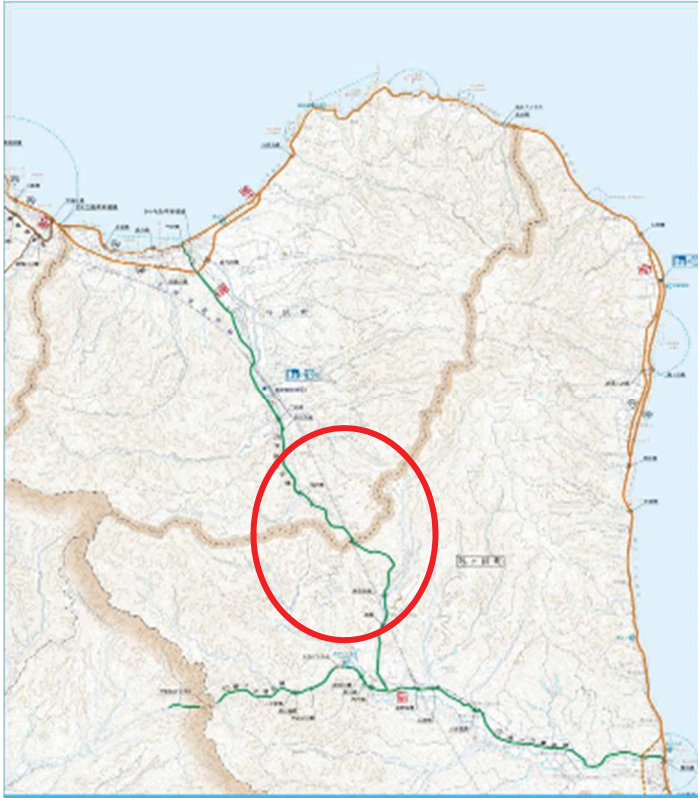
要望項目	県道 14 号線 主要地方道今別蟹田線(平坦化整備)早期着工について (継続)		
要望先	国		
	県	県土整備部 (道路課)	
	その他		
関係法令	道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	事業主体	青森県

要 望 事 項 の 内 容
<p>主要地方道今別蟹田線（県道 14 号）は、青森市や西北五地域への生活道路として物資や人的交流など地域住民の生活を支える最重要路線です。平成 28 年 3 月には北海道新幹線奥津軽いまべつ駅が開業したことにより、津軽半島への観光ルートや二次交通での利用なども増加しております。また、津軽線の蟹田～三厩間は今後自動車交通へ転換するため、峠の平坦化整備は自動車交通の安全と定時制を確保する上で、とても重要なものとなります。さらに、災害対応の観点からも本路線の充実・強化は、ここに暮らす住民の生命や生活を守るために必要不可欠であるとともに、災害時避難駅指定の奥津軽いまべつ駅などでの多様な対応に必要となる重要路線でもあります。</p> <p>しかし、現状は急勾配でカーブが続く難所区間となっており、特に冬期間は散水消雪施設による路面凍結の解消が不十分な状況であり、豪雪低温時には路面凍結や残雪による車両事故が多発していることから、地域住民の不安解消のためにも安心・安全な道路を、平坦化計画をふまえた新設ルートでの早期着工が必要であります。</p> <p>1. 主要地方道今別蟹田線（県道 14 号）の平坦化計画を踏まえた新設ルートでの早期着工</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
<p>○要望活動</p> <p>平成 5 年 5 月 建設省により県道今別蟹田線が主要地方道今別蟹田線に指定</p> <p>平成 26 年 12 月 青森県知事要望実施</p> <p>令和 2 年 1 月 青森県県土整備部長要望実施</p> <p>令和 3 年 10 月 青森県県土整備部長要望実施</p> <p>令和 4 年 9 月 青森県県土整備部長要望実施</p> <p>令和 6 年 1 月 青森県県土整備部長要望実施</p>

担当部署名	今別町 産業建設課
-------	-----------

県道 14 号線 主要地方道今別蟹田線（平坦化整備）整備促進について



要望項目	今別海岸 今別町山崎地区護岸補修及び急傾斜地法面保護工について（新規）		
要望先	国		
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関係法令	海岸法	事業主体	青森県

要 望 事 項 の 内 容
<p>当該要望箇所であります今別町山崎地区は、民家裏の広範囲が急傾斜地危険区域となっております。同箇所では波による崖崩れの助長や誘発対策のため、消波ブロックや護岸ブロックが整備されておりますが、ブロックの老朽化や破損による水没、波による浸食も多く、機能が著しく低下している状況となっていることから、消波ブロックの追加設置、設置区間の延長及び護岸工が必須であると考えます。</p> <p>また、令和4年8月の大雨災害により民家裏の法面に崩落箇所が多く確認されており、今後も降雨が多くなると全ての法面で崩落が発生する可能性があり、危険な状況となっております。</p> <p>地域住民の安全安心の確保のためにも、当該要望箇所につきましては、喫緊の整備・対策が必要であります。</p> <p>以上のことから、下記2点について要望するものです。</p> <p>1. 今別海岸、今別町大字山崎地区の護岸補修及び消波ブロックの追加設置の早期実施</p> <p>2. 今別海岸、今別町大字山崎地区急傾斜地法面保護工の早期実施</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
<p>○要望活動</p> <p>令和3年度 県単独事業要望</p> <p>令和4年度 県単独事業要望</p> <p>令和5年度 県単独事業要望</p>	
担当部署名	今別町 産業建設課

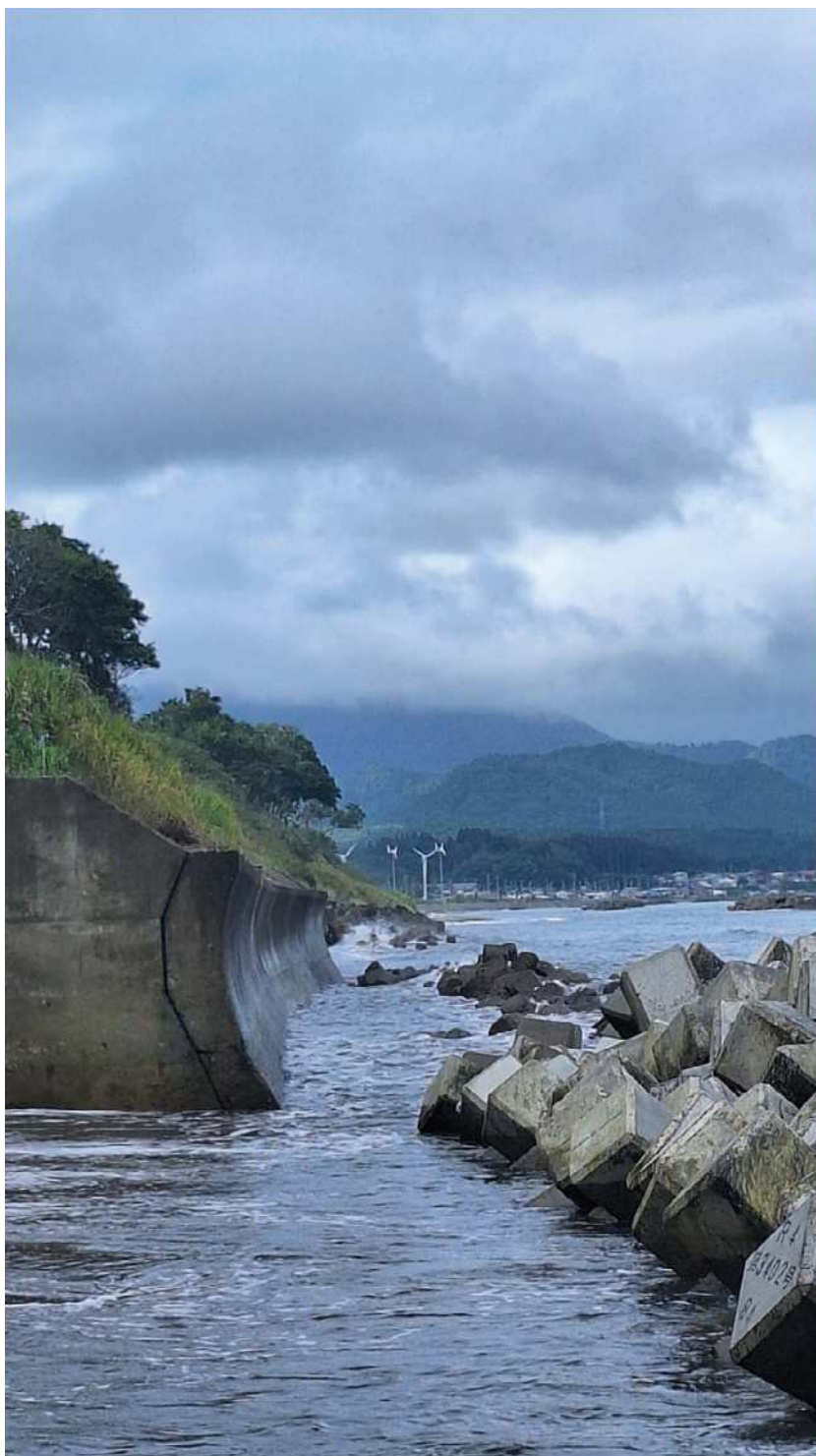
今別海岸、今別町山崎地区護岸補修及び急傾斜地法面保護工について



【護岸吸出部分】



【既設消波ブロック水没】



【法面崩落箇所】



